

令和 6 年度 益田市地域包括支援センター運営方針

1 目的

この運営方針は、益田市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施方針を明確にするとともに、事業実施に伴うセンター業務を円滑で効果的に行うことを目的に、介護保険法第 115 条の 47 条 1 項の規定に基づき示すこととする。

2 運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

令和 6 年度から令和 8 年度までの「益田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制の構築に向け、地域包括ケアシステムの充実や地域づくりを一体的に進めていくこととする。

(2) 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

①実態把握

圏域の住民や関係者、関係機関等から寄せられる声を聴くなどして、実態を把握することに努める。

②課題分析と対応

日頃のセンターの活動で得られた実態や日常生活圏域ニーズ調査等を通じて把握できた課題について分析し、圏域ごとのニーズに応じた取組を実施する。
分析及び取組については、市とセンターで協力して行うこととする。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築方針

地域包括ケアシステムの充実のためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア団体、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が適切に連携できるよう、関係者とのネットワークづくりを図る。

(4) 介護予防に係るケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業等）の実施方針

高齢者が住み慣れた地域で望む暮らしが継続できるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行う。

また、高齢者の心身の状況や置かれている環境に応じて自らの選択に基づいたサービス利用ができるよう、必要な援助を行う。

介護予防に係るケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、公正・中立に行うこととし、必要に応じてサポートするなど適宜センターが関与すること。

(5) ケアマネジメント支援の実施方針

介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実施することができるよう、センターが直接的に介護支援専門員等を支援することに加え、環境面を整備する間接的な支援を効果的に実施すること。

(6) 地域ケア会議の運営方針

「圏域地域ケア会議」を開催し、個別ケースの検討を通じて「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワーク構築」、「地域課題の発見」を行い、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど地域で必要な資源の開発を行う。

「圏域地域ケア会議」の開催にあたっては、高齢者本人や家族、介護支援専門員、保健・医療・福祉の専門職、民生委員、自治会長、NPO法人、ボランティア、行政職員等の参加によって、多様な視点から検討するよう努めること。

圏域ごとの課題解決が困難な場合、またはより専門的な検討が必要な場合は市が主催する「地域ケア個別会議」、「地域ケア推進会議」、その他適切な会議体に繋ぐこと。

(7) 地域共生社会実現のための中核事業である重層的支援体制整備事業に関する方針

地域共生社会を実現するためには、支援が必要な個人だけでなく世帯全体が抱える複合化・複雑化した生活課題、制度の狭間が引き起こす諸課題、社会的孤立や社会的排除などの問題に対応する新しい支援体制を構築する必要がある。その中核事業となるのが重層的支援体制整備事業であり、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野を横断した包括的な相談支援や地域づくりの体制を構築していくことが目指されている。

重層的支援体制整備事業の実施には官民の連携・協働が欠かせないものであるため、地域包括支援センターとしても重層的支援体制整備事業に関心を持ち、理解を深め、事業実施における地域包括支援センターの役割について検討するよう努めること。

(8) 市との連携方針

あらゆる業務において、センターと市が連携を図ることを目的に定期的な連絡会議を設け、報告や連絡・連携のための検討を行うこととする。

高齢者虐待の対応については、センターと市の役割分担を明確に対応するため、高齢者虐待対応フローチャートに基づき、協力しながら対応することとする。

その他、様々な課題解決にあたっては、市と互いに連携を図りながら業務を遂行するよう努めること。

(9) 公正・中立性確保のための方針

センターは、高齢者福祉施策の一翼を担う「公的な機関」として、ケアプラン作成やサービス事業所の紹介、その他さまざまな相談対応においては高度な公正性・中立性を確保した事業運営が求められていることを認識して活動すること。

(10) 苦情対応に関する方針

センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを行うとともに、速やかに市へ報告し協力して解決する。

センター職員は、高齢者等の心身の状況や置かれている家庭環境等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭に置き、個人情報の漏えいがないよう取扱いを適正に行うこと。

(11) 個人情報の取扱い方針

個人情報の漏えいに関する取扱いは、益田市個人情報保護条例に則り対応するものとする。

(12) その他

その他、益田市介護保険運営協議会において必要と判断された方針については適宜追加することとする。